

## 地方公共団体への調査結果について

平成25年12月11日  
総務省

- 地域経済のモニタリングをはじめとした地方公共団体と地域金融機関との連携体制は概ね構築されている = **全地方公共団体の83%**（産学金官地域ラウンドテーブルの一環）。
- 地方公共団体に対する相談状況については、目立った動きは見られず、大きな混乱は見られない（**8団体が相談件数増と回答**）。
- 総務省では、引き続き、金融庁等と連携し、「産学金官地域ラウンドテーブル」等の全国展開を推進。

○ 11月下旬に地方公共団体（都道府県47団体、政令市20団体、市区町村1,722団体）に対して以下のとおり照会。

**Q1. 地域経済のモニタリングをはじめとして、地方公共団体と地域金融機関がスムーズに相談できる連携関係が築けていますか。**

	都道府県	政令市	市区町村	計	
① はい	47団体	20団体	1,418団体	1,485団体	(83%)
② いいえ	0団体	0団体	304団体	304団体	(17%)

(②の主な理由 ・これまで地元事業者から金融機関に関する苦情等の相談を受けたことがないことから、対応方法等が未構築のため。)

**Q2. 円滑化法の期限到来に当たって、特に本年4月1日以降、貴団体に対して、中小企業者等から、取引金融機関に関する質問・苦情・相談や中小企業支援施策等について相談はありましたか。**

	都道府県	政令市	市区町村	計	
① はい	14団体	5団体	29団体	48団体	(3%)
② いいえ	33団体	15団体	1,693団体	1,741団体	(97%)

(参考) (Q2で「①」と回答した場合に回答)

円滑化法の期限到来に当たって、今年度当初の状況と現在の状況を比較して、Q2に係る相談件数に変化は見られますか。

	都道府県	政令市	市区町村	計
① 増加が見られる	1団体	0団体	7団体	8団体
② 変わらない	7団体	2団体	15団体	24団体
③ 減少が見られる	6団体	3団体	7団体	16団体

(①の主な理由 ・取引金融機関に関する質問・苦情・相談はないが、中小企業支援施策に関する問い合わせが見られるもの。)